

IAA 大阪会員様各位

2025年7月4日

### 「軽自動車所有者承諾書」廃止に伴う対応について

向暑の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素はご愛顧を賜り心より御礼申し上げます。

表題の件ですが、2025年7月1日より全軽自協（一般社団法人全国軽自動車連合協会）の流通確認制度のシステム化に伴い、軽自動車の所有権解除手続き方法が変更となりました。これまで発行されていた「所有者承諾書」は廃止され、全軽自協が提供している「流通確認業務システム」での処理に移行されます。

しかしながら、7月1日以降、「全軽自協の窓口にて所有者の承諾が確認できず登録ができない」との事象が発生しております。

大変ご迷惑をおかけしますが、全軽自協の窓口にて所有者の承諾が確認できない場合、IAA事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

全軽自協から「所有者連絡依頼書」を手渡され、所有者への連絡を促された場合においてもIAAオークション規定の禁止行為に抵触する恐れがありますので、所有者への連絡はしないようお願い致します。（IAAオークション規定 参加規定 11条 禁止行為7項）

ご理解の上、ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

株式会社アイ・エー・エー

お問合せ先 業務課

0725-33-1212

# 所有者連絡依頼書（例）

2025年07月03日

書類を提出された方へ

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

## 所有者への連絡のお願い

提出された申請書類につきまして、申請することに現在の所有者が同意していることを確認できませんでした。

お手数ですが使用者様から所有者に連絡し、御確認いただきますようお願いいたします。

なお、当連合会は、この車両の申請手続きにつきまして、申請の都度、当該所有者が同意している手続きであるかを確認するよう依頼を受けております。

### ◆車両情報

車台番号：[REDACTED]

車両番号：[REDACTED]

### ◆所有者情報

会社名：[REDACTED]

電話番号：[REDACTED]

### ◆その他連絡事項

以上



一般社団法人 全国軽自動車協会連合会